

八王子市子ども・子育て支援審議会

第6回 給付部会

配付資料

(平成26年4月21日)

目 次

保育の必要性・事由

○子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の 事由について	1
--------------------------------------	---

保育所利用調整基準案

○保育所利用調整指数表新旧対照表	2
○利用調整イメージ	8

教育・保育施設の設備・運営基準案

○子ども・子育て支援新制度における施設・事業の分類	9
○児童福祉施設等の設備、運営基準における 共通独自項目について（事務局案）	10
○児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 （事務局案）	11
○幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、 設備及び運営の基準に関する条例（事務局案）	23
○家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 （事務局案）	32
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準 に関する条例（事務局案・国基準案）	48

子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の事由について

国				
現行			新制度	変更内容
「保育に欠ける」事由			「保育の必要性」の事由	
児童福祉法施行令第27条	対象者： 保護者及び同居の親族		対象者：保護者	対象変更
	①日中就労		①就労（パートタイム・夜間など 基本的にすべての労働）	対象拡大
	②妊娠・出産		②妊娠・出産	変更なし
	③保護者の疾病・障害		③保護者の疾病・障害	変更なし
	④同居の親族の介護		④同居又は長期入院等している 親族の介護・看護	対象拡大
	⑤災害復旧		⑤災害復旧	変更なし
	⑥その他前各号に類する状態		—	—
通知	①保護者求職中		⑥求職活動（起業準備含む）	通知→ 内閣府令
	②育児休業時に、既に保育を 利用している子どもがいて 継続利用が必要であること		⑦育児休業時に、既に保育を 利用している子どもがいて 継続利用が必要であること	通知→ 内閣府令
	③児童虐待のおそれがある等 特別な支援を要する家庭		⑧虐待やDVのおそれがある こと	通知→ 内閣府令
			⑨就学（職業訓練含む）	新規
			⑩その他、上記に類する状態 として市町村が認める場合	変更なし

八王子市				
現行			新制度	
「保育に欠ける」事由			「保育の必要性」の事由	
保育の実施基準条例	対象者： 保護者及び同居の親族	保育の必要性の認定に関する基準条例	対象者：保護者	対象変更
	①日中居宅外就労		①就労（パートタイム・夜間など 基本的にすべての労働）	統合・ 対象拡大
	②日中居宅内就労		②妊娠・出産	変更なし
	③妊娠・出産		③保護者の疾病・障害	変更なし
	④保護者の疾病・障害		④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	対象拡大
	⑤長期疾病又は障害を有する同居の親族の介護		⑤災害復旧	変更なし
	⑥災害復旧		—	—
保育所入所事務実施要領	⑦市長が認める前各号に類する状態		⑥求職活動（起業準備含む）	要領→ 条例
	①求職中		⑦育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	要領→ 条例
	②育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		⑧虐待やDVのおそれがあること	要領→ 条例
	(③児童虐待のおそれがある等特別な支援を要する家庭)※1		⑨就学（職業訓練含む）	要領→ 条例
	④技能取得等	⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	変更なし	

※1意見書に基づき選考会議で認定する

○保育所利用調整指数表新旧対照表

旧

保育所入所選考基準表									
別表－1									
区分	保 護 者 の 状 況					選考基準指数			
	類 型	番号	細 目						
A	居宅外労働	1	外勤	月 2 0 日 以上 の 就 労	1日7時間以上の就労を常態とする	10			
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	9			
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	8			
				月 1 6 日 以上 1 9 日 以下 の 就 労	1日7時間以上の就労を常態とする	9			
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	8			
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	7			
				月 1 2 日 以上 1 5 日 以下 の 就 労	1日7時間以上の就労を常態とする	8			
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	7			
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	6			
				そ の 他	登録社員等として商品等の訪問販売、斡旋販売、請負販売等を行う業種は内職に準じ選考基準指数を認定する	6～8			
B	自 営 職	2	自営	中 心 者	月20日以上1日7時間以上の就労を常態とする	10			
					月20日以上1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	9			
					月20日以上1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	8			
				協 力 者	月12日以上1日7時間以上の就労を常態とする	8			
					月12日以上1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	7			
					月12日以上1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	6			
		3	内 職	月20日以上1日7時間以上の就労を常態とし、かつ月収5万円以上のもの	8				
				月20日以上1日5時間以上の就労を常態とし、かつ月収3万円以上のもの	7				
				月20日以上1日4時間以上の就労を常態とし、かつ月収3万円未満のもの	6				
				切迫流産等で入院加療等が必要なもの	10				
C	出 産 等	4	妊 娠 ・ 出 産	出 産	9				
D	病 気 心身障害者	5	病 気 ・ 負 傷	入 院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10			
					入院が1か月未満と見込まれるもの	9			
				居 宅 療 養	常時病臥	10			
					精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患	10			
					一般療養(週3日以上)の通院を常態)	8			
					一般療養(週1日～2日以上)の通院を常態とし自宅安静が必要)	7			
					一般療養(上記以外の一般療養で保育に欠けると認められるもの)	6			
		6	心 身 障 害 者	身障手帳1・2級該当者及び愛の手帳1・2度該当者	10				
				身障手帳3級該当者及び愛の手帳3・4度該当者	8				
				身障手帳4級該当者	6				
E	介 護	7	同 居 親 族 の 介 護	常時介護を必要とする場合又は週5日以上)の施設通所付添等(身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度)	10				
				一部介護を必要とする場合又は週3日以上)の施設通所付添等(身障手帳3級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度)	8				
				上記以外の介護(保育に欠けると認められる場合)	6				
F	災 害	8	災 害	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	10				
G	市長による特 例	9	不 存 在	父母ともに死亡・行方不明・拘禁等	10				
			求 職 等	内定者で月20日以上1日7時間以上の就労を常態とし、かつ社会保険等加入予定のもの	8				
				上記以外)の内定者	6				
				求職中のもの	5				
			技 能 取 得 等	学校教育法に定める学校、国・都・区市町村設置の職業訓練施設又は技能習得施設等に在学している場合は、自営協力者に準じ選考基準指数を認定する(この場合、就労を修学と読み替える。))。	6～8				
				上記)の学校等に合格しているもの若しくは通信教育又は上記)の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの	6				
				同居外親族介護	Eに準じ指数を認定する(2親等以内)の親族の場合)	6～10			
そ の 他	前各号に掲げるもの以外で、保育に欠けると認められる場合	5～10							

保育所入所選考基準指数調整表

別表－2

類 型	番号	細 目	調整 指数
全 体	1	ひとり親家庭等については調整指数(+)を計上する	+2
	2	生活保護の家庭については調整指数(+)を計上する	+1
	3	単身赴任の場合は調整指数(+)を計上する	+1
	4	父親が疾病・負傷により失業中の場合は調整指数(+)を計上する	+1
	5	入所希望児童に障害がある場合は調整指数(+)を計上する	+1
	6	入所希望児童が多胎児の場合は調整指数(+)を計上する	+1
	7	2歳クラスまでの認可保育所・家庭福祉員・B型認証保育所の卒園児は調整指数(+)を計上する	+1
	8	就労3か月未満については調整指数(－)を計上する(内定者は除く)	－1
	9	職場で保育をしている場合(有料の企業内託児所等の利用は除く。)又は、市内に養育可能な祖父母が居て、保育をしている場合は、調整指数(－)を計上する。	－1

同一指数世帯の優先順位表

別表－3

優先順位	細 目
第一順位	希望順位の高い者
第二順位	兄弟姉妹が希望の保育園に在園
第三順位	両親とも不存在又はそれに準ずる世帯
第四順位	第四順位は、次の順で優先する。 (1)病気又は障害者 (2)災害 (3)出産 (4)基準指数10の同居親族の介護 (5)居宅外労働で社会保険加入あり(健康保険の被保険者等) (6)居宅外労働で社会保険加入無し(健康保険の被扶養者等) (7)居宅内労働(自営中心者を優先とする) (8)(4)以外の同居親族の介護 (9)不存在以外の市長による特例(内定、技能習得又は同居外親族介護、求職中の順とする)
第五順位	ひとり親家庭
第六順位	●第四順位の(5)及び(6)において、指数10の場合は、産前産後休業明け、育児休業明け又は保育施設に児童を預けていて受託証明書等の提出がある者 ●第四順位の(5)及び(6)において、指数9以下の場合は、産前産後休業明け、育児休業明け又は保育施設に児童を預けていて受託証明書等の提出がある者とし、更に同位の場合は、一か月の就労時間が長い者を優先する。
第七順位	第七順位は、次の順で優先する (1)未就学児童の多い世帯 (2)小学3年生以下の児童の多い世帯 (3)小学3年生以下の児童の平均年齢の低い世帯
第八順位	市内に65歳未満の養育可能祖父又は祖母のいない世帯
第九順位	前年分の主たる生計維持者の所得額の低い者 前年分で比較できない場合は前前年分、前前前年分の順で比較する

前回提示

保育所等利用調整指数表			
別表－2			
類 型	番号	細 目	調整指数
調整項目	1	ひとり親世帯(親族以外の同居人なし。)については調整指数(+)を計上する	3
	2	生活保護受給世帯又は非課税世帯については調整指数(+)を計上する	2
	3	生計の中心者が失業中により、就労の必要性が高い場合は調整指数(+)を計上する	1
	4	入所希望児童に障害がある場合は調整指数(+)を計上する	2
	5	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所の利用を希望するときは(+)を計上する	1
	6	2歳クラスまでの認可保育所・家庭福祉員・B型認証保育所の卒園児は調整指数(+)を計上する	2
	7	職場で保育をしている場合(有料の企業内託児所等の利用は除く。)又は、市内に養育可能な祖父母が居て、保育をしている場合は、調整指数(－)を計上する	－1
同一指数世帯の優先順位表			
別表－3			
優先順位	細 目		
第一順位	社会的養護が必要な世帯		
第二順位	兄弟姉妹が保育園に在園中		
第三順位	両親とも不存在		
第四順位	ひとり親世帯		
第五順位	病気、障害、災害、出産又は基準指数10の同居親族の介護による利用申し込み		
第六順位	就労又は就学による申し込み		
第七順位	産前産後休業明け、育児休業明け又は有料保育施設を利用中		
第八順位	市内に65歳未満の養育可能祖父又は祖母のいない世帯		
第九順位	前年分の主たる生計維持者の所得額の低い者 前年分で比較できない場合は前前年分、前前前年分の順で比較する		

新(案)

保育所等利用調整基準指数表						
別表－1						
区分	保 護 者 の 状 況				基準 指数	
	類 型	番号	細 目			
A	就 労	1	居 宅 外 労 働 自 営 中 心 者	週35時間以上の就労を常態とする	10	
				週30時間以上の就労を常態とする	9	
				週25時間以上の就労を常態とする	8	
				週20時間以上の就労を常態とする	7	
				週20時間未満の就労を常態とする	6	
		2	自 営 協 力 者	週30時間以上の就労を常態とする	8	
				週25時間以上の就労を常態とする	7	
				週25時間未満の就労を常態とする	6	
		3	居 宅 内 労 働	週35時間以上の就労を常態とする	8	
				週30時間以上の就労を常態とする	7	
				週30時間未満の就労を常態とする	6	
B	出 産 等	4	妊 娠 ・ 出 産	妊娠・出産	10	
C	疾 病 ・ 障 害	5	入 院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10	
				入院が1か月未満と見込まれるもの	9	
			自 宅 療 養	常時病臥	10	
				精神性疾患、感染性の疾病又は特定疾患	10	
				自宅療養で週3日以上の特通院を常態とする	8	
				自宅療養で週1日～2日以上の特通院を常態とし自宅安静が必要	7	
		6	障 害	上記以外の自宅療養で保育が必要と認められるもの	6	
				身体障害者手帳第1種1～4級又は愛の手帳1～3度該当者	10	
				身体障害者手帳第2種2～4級又は愛の手帳4度該当者	8	
				上記以外の障害で保育が必要と認められるもの	6	
D	介 護 ・ 看 護	7	同 居 又 は 長 期 入 院 等 親 族 の 介 護 ・ 看 護	常時介護、看護を必要とする場合又は週5日以上の特通所付添等 (身体障害者手帳第1種1～4級、愛の手帳1～3度、要介護4・5程度)	10	
				一部介護、看護を必要とする場合又は週3日以上の特通所付添等 (身体障害者手帳第2種2～4級、愛の手帳4度、要介護2・3程度)	8	
				上記以外の介護・看護で保育が必要と認められるもの	6	
E	災 害 復 旧	8	災 害 復 旧	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	10	
F	求 職 活 動	9	求 職 活 動 等	内定者で週35時間以上の就労を常態とするもの	8	
				上記以外の内定者	6	
				求職活動を常態としているもの	5	
				上記以外の求職中のもの	4	
G	就 学	10	就 学	学校教育法に定める学校、国・都・区市町村設置の職業訓練施設又は技能習得施設等に在学している場合は、居宅外労働に準じ選考基準指数を認定する(この場合、就労を就学と読み替える)	6～10	
				上記の学校等に合格しているもの若しくは通信教育又は上記の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの	6	
H	社 会 的 養 護	11	社 会 的 養 護	児童相談所長から児童福祉法に規定する通知があった場合又は公的機関から同様の通知等があった場合	10	
I	そ の 他	12	不 存 在	父母ともに死亡・行方不明・拘禁等	10	
			別 居 親 族 の 護 介	Dに準じ指数を認定する(1親等親族の場合に限る)	6～10	
			市 長 に よ る 特 例	前各号に掲げるもの以外で、保育が必要と認められる場合	4～10	

新(案)			
保育所等利用調整指数表			
別表－2			
類 型	番号	細 目	調整指数
調 整 項 目	1	ひとり親家庭(親族以外の同居人なし)については調整指数(+)を計上する	+3
	2	生活保護世帯又は非課税世帯については調整指数(+)を計上する	+2
	3	入所希望児童に障害がある場合は調整指数(+)を計上する	+2
	4	2歳クラスまでの保育所等の卒園児は調整指数(+)を計上する	+2
	5	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合は調整指数(+)を計上する	+2
	6	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望するときは調整指数(+)を計上する	+1
	7	職場で保育をしている場合(有料の企業内託児所等の利用は除く)又は、市内に養育可能な祖父母が居て、保育をしている場合は、調整指数(－)を計上する	－1
同一指数世帯の優先順位表			
別表－3			
優先順位	細 目		
第一順位	希望順位の高い者		
第二順位	社会的養護が必要な世帯		
第三順位	兄弟姉妹が保育園に在園中		
第四順位	両親とも不存在		
第五順位	ひとり親家庭		
第六順位	入所希望児童に障害がある		
第七順位	保護者の育児休業取得により一旦退所した児童が、教育・保育施設の利用を再度希望する場合		
第八順位	第八順位は、利用申し込み事由により、次の順で優先する。 (1)病気 (2)障害 (3)災害 (4)出産 (5)基準指数10の親族の介護・看護		
第九順位	産前産後休業明け、育児休業明け又は保育所等を利用中		
第十順位	市内に65歳未満の養育可能祖父又は祖母のいない世帯		
第十一順位	前年分の主たる生計中心者の所得額の低い者 前年分で比較できない場合は前前年分、前前前年分の順で比較する		

○利用調整イメージ(10点で競った場合の優先順位)

[illegible]